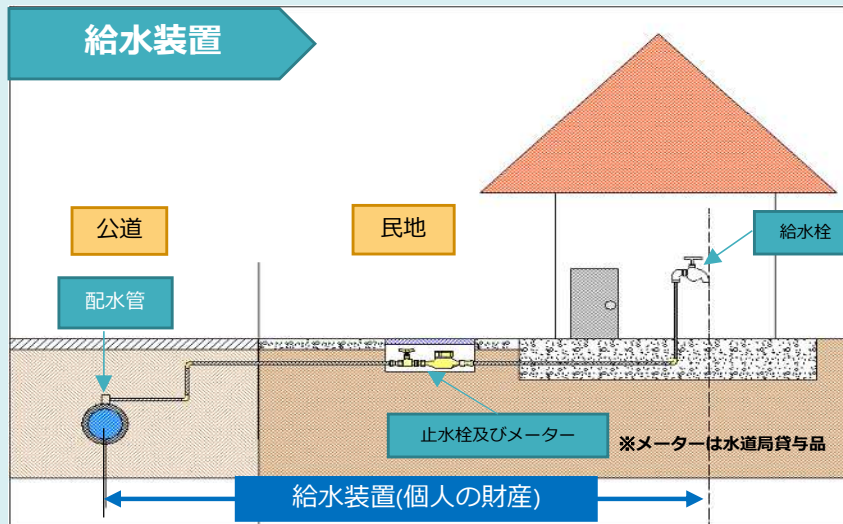


給水装置の所有者が変わった際は、 給水装置所有者変更届出書のご提出をお願いします。

給水装置とは？

道路に入っている水道管（配水管）から分岐して、ご家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、給水栓（蛇口）、メーターなどの器具を総称して「**給水装置**」と呼びます。



給水装置の新設、改造など手を加える場合は、上下水道局への「工事申請」が必要です。

※「工事申請」は、静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者しかできません。工事の際は、お近くの指定工事事業者にご相談ください。



給水装置は所有者の財産であるため、所有者で維持管理をする必要があります。
老朽化した不要給水装置は漏水等のリスクがあるため撤去をお願いします。

給水装置の所有者変更について

土地、建物の売買・相続等に伴い給水装置の所有者が変更となる場合は、水道局へ「**給水装置所有者変更届出書**」の提出が必要となります。

(静岡市水道事業給水条例第19条より)

相続

土地売買



リフォーム等に伴い、給水装置の改造等行う際は、給水装置工事申込書の提出が必要です。
お近くの指定工事事業者にご相談ください。

提出書類

① 給水装置所有者変更届出書

② 添付書類

以下のいずれかを添付すること

- ・ 3ヵ月以内の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- ・ 土地の売買契約書
- ・ その他 職員まで問い合わせをお願いします。

※郵送、メールでの提出はできません。直接、窓口へご持参ください。



様式は←のQRコードからダウンロード出来ます

所有者変更届書の提出先は以下のとおりです。
葵、駿河区の給水装置：水道建設・維持課(上下水道局4F)
清水区の給水装置：水道事務所(清水区役所6F)